（無断複写・転載を禁ず）

第75回税理士試験　法人税法
第一問（理論）解答

問 1

1　益金算入額（4点）

当期の益金の額に算入することとなる金額は 990,000円である。

2　法的な理由

①　収益の計上時期（2点）

内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

②　収益の計上額

イ　内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額としてその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。（2点）

ロ　イの引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、イの資産の販売等につき次に掲げる事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

(a)　その資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れ

(b)　その資産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻し

（2点）

（無断複写・転載を禁ず）

問 1 （続き）

問 2 (1)

1　取扱い

①　D社

寄附修正事由に該当するため、D社の利益積立金額及びE社株式の帳簿価額がそれぞれ900,000円減少し（1点）、D社の利益積立金額及びF社株式の帳簿価額がそれぞれ900,000円増加する。（1点）なお、所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入される金額はない。

②　E社

金銭を贈与したため、寄附金の額 1,000,000円が生じ、E社とF社との間には法人であるD社による完全支配関係があることから、完全支配関係がある法人に対する寄附金に該当し、1,000,000円は全額損金不算入となり、損金の額に算入される金額はない。（1点）

また、寄附修正事由に該当するため、E社の利益積立金額及びF社株式の帳簿価額がそれぞれ 100,000円増加することとなる。（1点）

③　F社

金銭の贈与を受けたため、受贈益の額 1,000,000円が生じ、E社とF社との間には法人であるD社による完全支配関係があるため、受贈益の額である 1,000,000円は全額益金不算入となり、益金の額に算入される金額はない。（1点）

また、寄附修正事由に該当するため、F社の利益積立金額及びE社株式の帳簿価額がそれぞ

（無断複写・転載を禁ず）

問 2 (1)（続き）

れ 100,000円減少することとなる。（1点）

2　法的な理由

①　完全支配関係の意義

一の者が法人の発行済株式等（その法人が有する自己株式等を除く。）の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係をいう。

②　完全支配関係がある法人に対する寄附金の取扱い（1点）

内国法人が各事業年度においてその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

③　受贈益の益金不算入（1点）

内国法人が各事業年度においてその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

④　利益積立金額の増加額（2点）

法人が有するその法人との間に完全支配関係（通算完全支配関係を除く。）がある法人の株式又は出資について寄附修正事由が生ずる場合のその受贈益の額にその寄附修正事由に係る持分割合を乗じて計算した金額から寄附修正事由が生ずる場合のその寄附金の額にその寄附修正事由に係る持分割合を乗じて計算した金額を減算した金額を増加する。

⑤　子法人株式等の帳簿価額（2点）

法人との間に完全支配関係（通算完全支配関係を除く。）がある子法人株式等について寄附修正事由が生じた場合には、その子法人株式等の帳簿価額は、その寄附修正事由直前の帳簿価額に寄附修正事由が生じたことにより増加又は減少した利益積立金額を加算又は減算した金額とする。

（無断複写・転載を禁ず）

問 2 (2)

1　取扱い

旅行費用 2,000,000円は、交際費等に該当する。G協会は資本又は出資を有しない法人に該当するため、総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額及び利益の額を控除した金額の60％相当額である 168,000,000円が資本金の額又は出資金の額に準ずるものとなる。

この金額が1億円超のため、定額控除限度額の適用はなく、旅行費用の額には接待飲食費の額がないことから、2,000,000円全額が当期の損金の額に算入されない。（2点）

2　法的な理由

①　交際費等の意義（1点）

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいう。

イ　専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

ロ　飲食費であって、1人当たりの金額が1万円以下の費用（一定の書類を保存している場合に限る。）

ハ　カレンダー、手帳、扇子その他これらに類する物品の贈与費用、会議費、取材費等として通常要する費用

②　交際費等の損金不算入（3点）

法人が各事業年度において支出する交際費等の額（その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他一定の法人にあっては、一定の金額。以下同じ）が 100億円以下である法人については、その交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50％相当額を超える部分の金額）は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

③　資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等（2点）

その事業年度終了の日における貸借対照表（確定した決算に基づくものに限る。以下同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額からその貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（その貸借対照表に、その事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とする。）の60％に相当する金額

（無断複写・転載を禁ず）

問 3

1　取扱い

Ｐ社とＳ社の合併は、合併の対価が交付されていないことから、被合併法人の株主等に合併法人又は合併親法人のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されない場合に該当し、完全支配関係がある法人間で行われる合併であり、その完全支配関係が「いずれか一方の法人による完全支配関係のうち、合併法人が被合併法人の発行済株式を保有する関係」に該当することから、適格合併に該当する。（２点）

本問の適格合併は、共同で事業を行うための合併には該当せず、適格合併の日の属する事業年度開始の日の５年前の日から継続して支配関係がないため、Ｓ社の未処理欠損金はＰ社の欠損金額とはみなされない。よって、全額が切り捨てられる。（２点）

また、本問の適格合併は、特定適格組織再編成等に該当し、譲渡した土地は、特定資産に該当し、対象期間内に譲渡をしたため、特定資産に係る譲渡等損失の損金不算入の規定が適用され、譲渡損20,000,000円は各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。（２点）

2　法的な理由

①　適格合併の場合の未処理欠損金額の引継ぎ等

イ　欠損金額の引継ぎ（４点）

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合において、その被合併法人のその適格合併の日前10年以内に開始した各事業年度（以下「前10年内事業年度」という。）において生じた未処理欠損金額があるときは、その内国法人のその適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における欠損金の繰越しの規定の適用については、その前10年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれその未処理欠損金額の生じた前10年内事業年度開始の日の属するその内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなす。

ロ　支配関係がある場合の欠損金額の引継ぎの制限等（３点）

上記イの適格合併に係る被合併法人（内国法人との間に支配関係があるものに限る。）の上記イに規定する未処理欠損金額には、その適格合併が共同で事業を行うための合併として一定のものに該当する場合又は一定の日から継続して支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合には、一定の欠損金額を含まないものとする。

（無断複写・転載を禁ず）

問 3 （続き）

② 特定資産に係る譲渡等損失の損金不算入（3点）
内国法人と支配関係法人との間でその内国法人を合併法人等とする特定適格組織再編成等が行われた場合（一定の日から継続して支配関係がある場合を除く。）には、その内国法人の対象期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
③ 用語の意義
イ 特定適格組織再編成等（1点）
適格合併等のうち、共同で事業を行うための適格組織再編成等として一定のものに該当しないものをいう。
ロ 対象期間（1点）
その内国法人のその特定適格組織再編成事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日（その経過する日がその内国法人がその支配関係法人との間に最後に支配関係を有することとなった日以後5年を経過する日後となる場合にあっては、その5年を経過する日）までの期間をいう。
ハ 支配関係法人（1点）
内国法人との間に次の支配関係がある法人をいう。
(a) 一の者が法人の発行済株式等の総数等の50％超を直接又は間接に保有する関係
(b) 一の者との間に(a)の支配関係がある法人相互の関係
ニ 特定資産譲渡等損失額（1点）
内国法人が支配関係法人から特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（一定のものを除く。）でその支配関係法人がその支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたもの（以下「特定引継資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額の合計額から特定引継資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額の合計額を控除した金額